② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施すること。

③ 監事及び会計監査人による監査及び契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第２項第３号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

１　自立支援のための取組

⑴ 重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していくこと等により施設入所利用者数について、第２期中期目標終了時（平成25年３月31日）と比較して、16％縮減すること。

⑵ 高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践すること。

特に、認知症を発症した者、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者に対する専門性の高い支援を実践すること。

⑶ 今後の新たな施設入所利用者の受入

下記の①と②の者に特化したものとする。

① 著しい行動障害等を有する者や精神科病院に社会的入院等をしている知的障害者を受け入れることとし、有期限のモデル的支援として取り組むこと。

② 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者を受け入れることとし、有期限のモデル的支援として取り組むこと。

なお、実施に当たっては、特に法務関係機関と連携・協力を図ること。

⑷ 発達障害児・者支援のニーズに的確に対応するため、就学前から成人まで切れ目なく支援するための体制を整備して、新たな事業に取り組むこと。

⑸ 平成25年４月から施行される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）に基づく、のぞみの園が実施する重度知的障害者へのモデル的支援事業については、審議会等での議論を踏まえて、今後、その取組内容等や支援対象者について具体的に指示するものとすること。

⑹ 上記⑴から⑸までの重度知的障害者等に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うことにより、サービスモデル等を構築し、他の障害者支援施設・事業所で活用ができるようその普及に取り組むこと。

２　調査・研究

⑴ 調査・研究のテーマ等

重度あるいは高齢知的障害者の地域生活支援、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者等への自立支援業務で得たノウハウや事例に関する調査研究、情報提供については、のぞみの園でなければ実施できないものに特化し、各年度において具体的なテーマ等を設定し調査・研究を行うこと。

なお、テーマ等の設定に当たっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるよう努めること。

⑵ 調査・研究の実施体制等

調査・研究の基本的な方針や内容について、大学や関係機関等との連携・協力を行うことで、充実を図ること。

⑶ 成果の積極的な普及・活用

調査・研究の成果について、広報媒体の活用、講演会等の開催、各種研究会等の活用を通して、積極的な情報発信を行うことにより、知的障害関係施設等における普及・活用を図ること。

３　養成・研修

障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行う。

また、ボランティアを希望する者には、実践の機会を提供すること。

なお、養成・研修の成果等が知的障害関係施設等で活用されるなど、実効性のあるものとなるように内容等を具体的に設定するとともに、成果等を発表する機会を設けること。

４　援助・助言

重度知的障害者の地域移行、障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術等、のぞみの園における専門的・先駆的な取り組みや調査・研究の成果等に基づき、知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うことにより、知的障害関係施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、実効性のあるものとすること。

また、援助・助言の業務の周知を図り、全国の知的障害関係施設等からの利用がなされるよう努めること。

５　その他の業務

前４事項に附帯する各種の業務を行うこと。

６　前５事項で提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保

適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施すること。

また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努めること。

第４　財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第２項第４号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。

１　自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、40％以上にすること。

２　経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施

「第２　業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算内で健全な運営を行うこと。

第５　その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第２項第５号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

１　施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査すること。

２　政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。

追録

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた平成24年度の平成25年１月末における国庫歳入歳出状況は、次の通りである。

平成 25 年３月 29 日　　財　務　省

１　一　般　会　計

⑴　歳　入

単位　千円（千円未満切捨）

科　目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	42,346,000,000	5,821,632,679	15,776,942,600	21,598,575,280	△20,747,424,719	51.0
租　税	41,314,000,000	5,742,231,685	15,139,062,787	20,881,294,472	△20,432,705,527	50.5
所得税	13,491,000,000	1,182,968,898	6,816,368,369	7,999,337,267	△5,491,662,732	59.2
法人税	8,808,000,000	2,793,655,832	1,085,746,199	3,879,402,031	△4,928,597,968	44.0
相続税	1,430,000,000	113,921,882	609,865,425	723,787,307	△706,212,692	50.6
消費税	10,423,000,000	1,180,549,048	3,378,906,945	4,559,455,993	△5,863,544,006	43.7
酒　税	1,339,000,000	106,646,185	606,157,910	712,804,096	△626,195,903	53.2
たばこ税	945,000,000	87,934,135	523,247,985	611,182,121	△333,817,878	64.6
揮発油税	2,611,000,000	120,177,773	1,081,831,279	1,202,009,052	△1,408,990,947	46.0